

会員システム開発特定費用準備資金規則

令和5年5月11日

(総則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「当連合」という。）の、会員システム開発費用準備資金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 この資金は、当連合が所有している会員システムの機能拡張及びセキュリティー強化並びに運用管理の効率化のために、新たな会員システムの整備開発に関連する事業費に

(資金計画)

第3条 この資金は、当連合の余剰金を財源として、令和4年度に1430万円を積み立てる。なお、この資金の積立限度額は、1430万円とする。

2 この資金は、令和5年度に900万円、令和6年度に530万円を取り崩し、第2条の目的に適う事業費に充てる。

3 令和6年度末に余剰金が生じた場合には、これを翌年度の会員システム管理費に充当される。

(資金の運用方法)

第4条 この費用は、特定費用準備資金とし、元本の安全性に配慮して、定期預金で運用する。

(資金の支出)

第5条 本資金は、第2条の目的のために、以下の一項に該当する事業に対して支出することができる。

- 1 会員システムの設計に関わる経費
- 2 会員システムのプログラム作成及びシステム構築に関わる経費
- 3 会員システムの保守及び運用支援に関わる経費

(資金活用の発議・承認)

第6条 第5条に関しては、当連合の情報システム委員会からの発議のより理事会の承認を必要とする。

(資金の維持・管理)

第7条 この資金は、第2条の目的を達成するため、最良の管理者の注意をもって維持・管理をしなければならない。

2 この資金は、他の資金と明確に区分して管理しなければならない。

3 この資金は、第2条および第5条に規定する事業目的以外に使用することはできない。やむを得ず事業目的以外に使用する場合には、理事会にて過半数の出席のもとで、3分の2以上の議決を必要とする。

(事業報告)

第8条 会長は事業内容を年度毎にとりまとめ、社員総会で報告する。

(規則の改廃)

第9条 本規則は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

本規則は、令和5年5月11日から施行する。